

よくある質問（中小企業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金）令和4年6月21日更新

1	参加予定の商談会が助成対象となるか事前に確認することはできますか。
	商談会名や開催日等を確認のうえ、商工農水課までメールまたはお電話でお問い合わせください。基本的にはBtoBの商談会・見本市等は対象となりますが、小売を伴うBtoCのイベント等は本事業の対象外となります。
2	合同商談会ではなく、複数の卸業者とそれぞれ個別に商談を行うため県外に渡航する場合、本事業の対象となりますか。
	対象になりません。本事業は通常の営業活動への支援ではなく、民間・公的問わず複数社が一堂に会して商談を行う場への出展支援が目的です。
3	出展料は既に支払ってしまいましたが、飛行機代・宿泊料は未払いです。これから助成金を申請することは可能ですか。
	可能です。ただし、市の交付決定日以降の支払いのみが助成対象となるため、支払済の出展料は除き、飛行機代・宿泊料のみで申請していただきます。交付決定まで1ヶ月程度かかりますので、日数に余裕をもって申請してください。
4	事業実施の1ヶ月以上前までに申請すること、となっていますが、商談会や見本市開催日の1ヶ月前に申請すればよいですか。
	商談会開催日ではなく、各種費用の「支払い予定日」の1ヶ月以上前に申請してください。
5	配布サンプルや試供品製作費はどこまで経費として認められますか。
	パンフレット、サンプル、試供品は、商談会出展時の商品、サービスの広報をすることを目的としたものが対象です。単なる会社のPRや営業活動に活用されるものは対象となりません。また、販売用の商品や、他のイベントで配布する予定のパンフレット、サンプル、試供品の製作費も本助成金の対象となりません。 パンフレット、サンプル、試供品にはそれぞれ出展する展示会名称を印字する等、事業用と分かるようにしてください。
6	旅費は何人分まで認められますか。
	上限はありませんが、必要最小限の人数で申請をお願いします。これまで交付を決定した平均人数は2人です。
7	本社が市外（県外）にあり、営業所が那覇市にある場合でも申請可能ですか。
	申請可能です。那覇市の営業所住所が確認できる履歴事項全部証明書または営業証明書をご提出ください。

その他不明な点があれば、募集要項に記載のメールアドレスまでお問い合わせください。